

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3129号から第3132号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の4件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定及び非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「横浜市北部児童相談所において「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが児の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」ことについて記載している内規、マニュアルその他一切の行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3129号】
- (2) 「(1)特定個人A及び特定個人Bに関するケース記録 (2)特定個人A及び特定個人Bに関する受理会議提出票」ほか2件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3130号】
- (3) 「2 令和3年1月22日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。） 3 令和3年6月5日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3131号】
- (4) 「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」について、4月21日に決裁が終了していたにもかかわらず、決裁終了日から7日後の4月28日に発送されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書。（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む） 2 横浜市北部児童相談所に送付された①令和3年8月30日付け「提訴予告通知兼照会書」、②同年9月4日付け「照会書」、③同月8日付け「照会書」について、9月17日の回答期限を過ぎた9月21日に回答の起案がなされ、9月30日市民局長の決裁を終了し、10月5日付け回答として施行されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む）」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3132号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3129	令和4年2月21日	令和4年3月3日	令和4年4月16日	令和4年5月16日	個人	市長
3130	令和4年2月21日	令和4年3月7日	令和4年5月30日	令和4年6月29日	個人	市長
3131	令和4年2月14日	令和4年2月28日	令和4年5月31日	令和4年6月30日	個人	市長
3132	令和4年6月2日	令和4年6月16日	令和4年6月19日	令和4年7月20日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3129	「横浜市北部児童相談所において「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが児の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」ことについて記載している内規、マニュアルその他一切の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在 （児童相談所は、民法第822条の規定による懲戒について判断をする機関ではないため、内規やマニュアル等の行政文書は作成していないため）</p>	原処分妥当
3130	「(1)特定個人A及び特定個人Bに関するケース記録 (2)特定個人A及び特定個人Bに関する受理会議提出票 (3)特定個人A及び特定個人Bに関する児童通告書 (4)特定個人A及び特定個人Bに関する一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・個人の所属、氏名、内線電話番号、本人開示請求者以外の個人からの聞き取り （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>旧個人情報保護条例第22条第7号に該当</p> <p>・児童相談所の所見 （所見は推測や推察が含まれることから、開示することにより、本人や関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の児童相談所における援助業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <p>・関係機関からの聞き取り、関係機関の意見 （開示することにより、関係機関との信頼</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		関係を損ない、生活状況等を確認する場合に情報収集が困難になる等、今後の児童相談所における援助業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため)	
3131	「2 令和3年1月22日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに係る報告が記載されている行政文書(横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。) 3 令和3年6月5日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに係る報告が記載されている行政文書(横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。)」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (請求内容の令和3年1月22日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書及び令和3年6月5日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)に照らして判断した結果、要綱に基づかない要望書であると判断しており、要綱に基づかない不適正な事務処理が発生した事実はないことから、報告が記載されている行政文書は作成しておらず、保有していないため)	原処分妥当
3132	「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」について、4月21日に決裁が終了していたにもかかわらず、決裁終了日から7日後の4月28日に発送されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書。(横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む) 2 横浜市北部児童相談所に送付された①令和3年8月30日付け「提訴予告通知兼照会書」、②同年9月4日付け「照会書」、③同月8日付け「照会書」について、9月17日の回答期限を過ぎた9月21日に回答の起案がなされ、9月30日市民局長の決裁を終了し、10月5日付け回答として施行されたという不適切な可能性のある事務処理に関する報告が記載されている行政文書(横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む)」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (請求内容の令和3年4月23日付こ北児第103号、令和3年10月5日付こ北児第1067号について、処理の適切性の検討はいずれも口頭で行われており不適切な可能性のある事務処理に関する報告等関係する記載がある文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書を保有していないため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3129	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は、横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）で定められている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、ある行為が民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号。以下「改正法」という。）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第822条の規定による懲戒（以下「懲戒」という。）に該当するか否かの判断に係る市の内規等の行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>児童虐待に該当するかどうかは、児童虐待防止法に基づき、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して判断するものであり、懲戒の判断に係るマニュアル等がなければその判断ができないものではないし、現にマニュアルや内規等には当該判断に係る記述はない。</p> <p>イ 当審査会が確認したところ、児童相談所のマニュアル及び内規には、懲戒の判断に係る記載は確認できなかった。また、改正法による改正前の児童虐待防止法第14条は、児童に体罰を加えること及び必要な範囲を超えた懲戒を、ともに禁止しているのであるから、児童虐待に該当するかどうかの総合判断に当たって、懲戒の判断に係るマニュアル等が必須という関係は認められない。したがって、本件審査請求文書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。</p>
3130	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）で定められている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>実施機関が作成又は取得した特定個人A及び特定個人Bに関する文書であり、ケース記録には対応に係る年月日や内容等が、受理会議提出票には調査・情報収集により確認できた状況等が、児童通告書には対象児童名、通告理由、処遇意見等が、一時保護決定に向けてのアセスメントシートには各アセスメント項目の状況等が記載されている。</p> <p>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件保有個人情報の非開示部分の開示を求めておらず、特定の不備のみを主張しているため、特定の妥当性について以下検討する。</p> <p>イ 審査請求人は、本件本人開示請求書に「「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種</p>

答申 番号	判断の要旨
3130	<p>教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」（平成28年12月9日内閣参質192第45号。以下「本件答弁書」という。）と少しでも異なる意味で判断した場合は対象文書に含まない」と記したにもかかわらず、本件答弁書が求める総合考慮について記載されていない本件保有個人情報と特定したことは不適切である等と主張する。</p> <p>ウ 実施機関によると、家庭裁判所からの照会への回答（令和2年11月26日こ北児第1208号「囑託書（回答）」）の作成に当たっては、児童相談所の調査等に関する記録であるケース記録及び受理会議提出票、虐待のおそれの根拠である警察の通告書、児童相談所の対応方針決定の参考とするアセスメントシートを参照し、様々な事情を総合的に考慮したことから、これらの保有個人情報を特定したものであり、他に判断に用いた保有個人情報は存在しないとのことである。</p> <p>エ この考慮の仕方は、本件答弁書の考え方と相違はないので、本件保有個人情報を特定したことが不適切との審査請求人の主張は認められないし、他に本件本人開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3131	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等（以下「意見等」という。）の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）に基づき「市民の声」事業を実施している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和3年1月22日付要望書及び同年6月5日付要望書（以下これらを「本件各要望書」という。）の処理において、要綱に反する不適正な事務処理を行ったことに関する報告が記載されている行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>審査請求人は、本件各要望書には要綱に基づく回答を求める旨を明記しているのだから、その処理をしなかったことは不適正な事務処理であると主張する。しかし、当審査会が確認したところ、その旨の明記は、要綱の対象となる要件とは定められていなかった。</p> <p>要綱の対象となるのは、要綱第3条第1項各号に掲げる3つ（「市民からの提案」（第18条）、「市長陳情及び区長陳情」（第23条）及び「市政ダイレクト広聴」（第31条））の区分に該当する意見等であるとの実施機関の説明からすれば、これに該当しない本件各要望書は要綱の対象外であるから、これへの対応が要綱に反する不適正な事務処理となることはない。</p> <p>なお、審査請求人は、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第20条に基づき作成された報告に関する文書が存在するはずと主張するが、同条の報告は「公務上又は公務外において事故等があった場合」になされるものであり、一連の事務処理が不適正とも事故等とも認められない以上、この主張は認めることができない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3132	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づ</p>

答申 番号	判断の要旨
3132	<p>きなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）で定められている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>令和3年4月23日付こ北児第103号「個人情報開示決定通知書」（以下「本件個人情報開示決定通知書」という。）並びに令和3年8月30日付「提訴予告通知書兼照会書」、同年9月4日及び同月8日付「照会書」（以下これらを「本件照会書」という。）に係る不適切な事務処理について記載された報告に関する文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件個人情報開示決定通知書は、他の業務との兼ね合いから、決裁日の5開庁日後に発送している。</p> <p>(イ) 本件照会書は、他の業務との兼ね合いから、決裁日の3開庁日後に発送している。</p> <p>(ウ) これらの手続に特段の問題はないことから、本件審査請求文書は作成していない。</p> <p>イ 決裁後何日以内に発送すべきとの法令は存在しないし、審査請求人が設定した回答期限に拘束されるものでもないので、その業務の繁忙状況等を踏まえると、実施機関の対応は理解できるものである。</p> <p>なお、審査請求人は、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第20条に基づき作成された報告に関する文書が存在するはずと主張するが、同条の報告は「公務上又は公務外において事故等があった場合」になされるものであり、一連の事務処理が不適切とも事故等とも認められないので、この主張は認めることができない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(アからオまで省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

(経過措置)

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881